

## 確定申告・市県民税申告が必要な人 申告に必要なもの



「必要な人」に該当していない場合も申告が必要な場合があります。医療費控除、生命保険料控除、地震保険控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられません。また、申告をしないと所得・課税証明書が発行できないことがあります。

### 所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
  - 医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
  - 土地、建物などを売った人
  - 給与の年収が2,000万円を超える人、給与所得以外の所得が20万円を超える人、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える人
  - 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、還付の申告をすることはできます。また、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。

### 市県民税の申告が必要な人

- 平成28年1月1日時点で瀬戸内市内に住所がある人は原則として、市県民税の申告が必要です。次の要件に該当する人は申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。
- 給与所得者で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の人
  - ※所得税の確定申告は不要ですが、市県民税では所得の多少にかかわらず申告しなければなりません。
  - 公的年金等の受給者で、社会保険料控除（国民健康保険料、介護保険料など）、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする人（所得税のかからない人）
  - 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が所得税の所得控除合計金額より少ない人（所得税のかからない人）

#### 【市県民税の住宅借入金等特別税額控除について】

市県民税の納税通知書は6月中旬の発送を予定しています。送達した後に申告書を提出しても、市県民税の住宅借入金等特別税額控除は受けられません。

### 申告に必要なもの（※所得の種類や受ける控除により異なります）

- 印鑑（認印）
- 申告書が送付されている人は、その申告書
- 給与、雑所得（公的年金や個人年金など）、一時所得（生命保険料や損害保険の満期など）、配当所得などの源泉徴収票や支払調書の原本（コピー不可）
- 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書（事前に記入するなどの準備をしてください）
- 国民年金保険料や国民年金基金の掛け金の控除証明書など納付額が分かるもの（日本年金機構から事前に送付される「国民年金保険料控除証明書」など）
- 生命保険料、地震保険料の支払保険料の証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書、おむつ使用証明書など（医療費や補てん額は、必ず事前に計算してください）
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証など
- 初めて「住宅借入金等特別控除」を受ける人は、登記簿謄本、契約書の写し、住民票の写し、増改築等工事証明書、借入金の年末残高証明書の添付資料など
- 税の還付を受ける人は、本人の預金口座が分かるもの
- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 国民健康保険料、任意継続健康保険料、介護保険料などの控除証明書等納付額が分かるもの

# 平成 27 年分所得税・市県民税の 申告をお願いします

## 2月16日（火）～3月15日（火）

### 【申告相談会場地区別日程表】

▷相談時間 午前9時～正午、午後1～4時

※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

開催日	地区	会場		
2月	16日（火）	服部	ゆめトピア長船 2階リフレッシュスタジオ	
	17日（水）	福岡		
	18日（木）	福里・土師		
	19日（金）	東須恵・西須恵・飯井・牛文・磯上		
	22日（月）	八日市・長船	牛窓町公民館 3階大会議室	
	23日（火）	長浜		
	24日（水）	鹿忍・千手		
	25日（木）	牛窓		
	26日（金）	福谷・虫明		
3月	29日（月）	上笠加・下笠加・箕輪・北池	裳掛コミュニティセンター	
	1日（火）	大富・福山・向山・北島		
	2日（水）	尻海・庄田	瀬戸内市役所 2階大会議室	
	3日（木）	東谷・豊原・大窪		
	4日（金）	尾張・山手・豊安		
	7日（月）	山田庄		
	8日（火）	本庄・上山田・下山田		
	9日（水）	豆田・福元・百田・宗三・福中		
	10日（木）	地区指定なし		※地区を指定しない本庁での 申告日を増やしました。
	11日（金）	地区指定なし		
14日（月）	地区指定なし			
15日（火）	地区指定なし			

### 【市の申告相談会場について】

市では所得税と市県民税の申告相談会場を地区別に設けます。

申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して会場にお越しください。

### 【自書申告をお勧めします】

会場は混雑が予想されますので、申告書は自分で作成して提出する「自書申告」をお勧めします。

確定申告書を作成する場合、「国税電子申告・納税システム e-Tax ホームページ」や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご活用ください。

作成した申告書の提出のみの場合は、税務課、各支所・出張所でも受け付けます。

※ e-Tax 入力端末は市の申告会場には設置していません。

●国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

●国税電子申告・納税システム  
e-Tax ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

### 市外の申告相談会場のご案内

▷相談日時 2月16日（火）～3月15日（火）  
午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

#### ▷会場

- ・西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）
- ・ママカリフォーラム（岡山市北区駅元町14-1）

※土・日曜日と祝日は、申告相談を行っていませんが、2月21日と2月28日の日曜日に限り、ママカリフォーラムで確定申告の相談を行います。

※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。ママカリフォーラムの駐車場は有料です。

岡西大寺税務署 ☎086-942-3815



### 青色申告などについて

青色申告、消費税及び地方消費税の申告、住宅借入金等特別控除、株式・土地等の譲渡所得、本人死亡の場合の確定申告の相談については、西大寺税務署またはママカリフォーラムの会場で申告をしてください。

市の会場では相談を受けていませんのでご注意ください。

**確定申告** 便利な確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書などは・・・

書面提出 e-Tax送信

※事前準備が必要です。

『給与・公的年金専用』の申告書作成画面を新設しました。ぜひご利用ください。

詳しくは **国税庁** で検索

## 税務署からののお知らせ

●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

### 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から個人で事業（農業を含む）や不動産貸付などを行う全ての人について、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。

詳しくは **国税庁** で検索

『個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について』をご覧ください。

### 市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちな人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口に備え付けの口座振替依頼書を提出してください。

#### 【口座振替依頼書に希望納期をご記入ください】

口座振替の開始や振替口座の変更は、金融機関が口座情報を確認した口座振替依頼書が、税務課に届いた月の翌月末納期からです。

口座振替依頼書には、開始・変更を希望する納期を必ず記入してください。月の末日が土・日曜日の場合、振替日は翌月最初の開庁日になりますが、本来の納期月を記入してください。

税務課 ☎0869-22-1114

### 廃車手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。現在、使用していない車両を所有している人は、下表により3月末までに廃車の手続きをしてください。

税務課 ☎0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	(一社) 全国軽自動車協会連合会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪（125ccを超え250ccまで）	岡山県自動車整備商工組合 岡山市北区富吉5301-8 ☎050-5540-2072	
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

# 申告や税などに関する情報あれこれ

**確定申告Q&A**

市民の皆さんから寄せられることが多い確定申告に関する質問とそれについての回答を紹介しましょう。

**質問** 医療費控除の申告は？

平成27年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられませんか。

**答え** 所得金額によって受けられる場合があります。医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付される場合もあります。

**質問** 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っていますが、控除の対象になりますか。また、扶養親族が障がい者である場合には、障害者控除が受けられますか。

**答え** どちらも対象になります。障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の時に手帳をお持ちください。

税務課 ☎0869-22-1114

**国民健康保険税などの申告**

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

税務課 ☎0869-22-1114

**要介護認定を受けている人の障害者控除**

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日  
平成27年12月31日

▽申請方法  
障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。

※平成27年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

いきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所  
いきいき長寿課  
☎0869-26-5948  
HP <http://www.city.setouchi.jp/>